

社会福祉法人足利むつみ会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人足利むつみ会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条により選任された者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、行政庁監査又は研修会等（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として支給する。ただし、職員と兼職する理事には支給しない。

2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

(報酬の額)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 役員等が、会議等に出席した場合の報酬の額は、1人日額10,000円とする。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める「社会福祉法人足利むつみ会旅費規程」に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(保険及び保険料負担)

第7条 法人は、役員等を被保険者とする役員等損害賠償責任保険及び業務災害総合保険へ加入するものとする。

- 2 保険料の費用は、法人が負担するものとする。
- 3 前項において法人が負担した「法人からの損害賠償請求に対する補償」部分の保険料相当額は、役員個人が負担するべきものとして経済的利益供与があったものとみなし、課税対象報酬として第4条の年間報酬総額に含まれるものとする。
- 4 前項における各役員個人が負担する保険料相当額の配分方法については、次の何れかの合理的な配分方法（基準）によるものとする。
 - (1) 役員等の人数で均等に分担する方法
 - (2) 役員等報酬に比例して分担する方法

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は令和元年6月25日から施行する。
- 2 社会福祉法人役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成25年12月25日制定）は廃止する。

附則

この規程は、令和2年3月26日から施行する。

この規程は、令和3年8月12日から施行する。